

料金参考資料

1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する園児に係る保育料

(1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合

	保育料の額(円)	
	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	その他の世帯
午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	0 円	300 円(300 円)
午前 11 時 30 分から午後 3 時まで(教育時間の終了時間が午前 11 時 30 分である場合)	0 円	300 円(1,050 円)
午前 11 時 30 分から午後 5 時まで(教育時間の終了時間が午前 11 時 30 分である場合)	0 円	600 円(1,650 円)
午前 11 時 30 分から午後 6 時 30 分まで(教育時間の終了時間が午前 11 時 30 分である場合)	0 円	900 円(2,100 円)
午後 2 時から午後 5 時まで(教育時間の終了時間が午後 2 時である場合)	0 円	300 円(900 円)
午後 2 時から午後 6 時 30 分まで(教育時間の終了時間が午後 2 時である場合)	0 円	600 円(1,350 円)

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

	保育料の額(円)		
	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯	
		1月当たりの利用日数が11日以上(月額)	1月当たりの利用日数が10日以下(日額)
午前7時30分から午前8時30分まで	0円	3,300円	300円(300円)
午前8時30分から正午まで	0円	3,300円	300円(1,050円)
午前8時30分から午後5時まで	0円	9,900円	900円(2,550円)
午前8時30分から午後6時30分まで	0円	13,200円	1200円(3,000円)
正午から午後5時まで	0円	6,600円	600円(1,500円)
正午から午後6時30分まで	0円	9,900円	900円(1,950円)
11時間の場合	0円	16,500円	1500円(3,300円)

2 その他の幼稚園に通園する園児に係る保育料

	保育料の額(円)	
	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
午後2時から午後3時まで	0円	300円(300円)
午後2時から午後4時まで	0円	300円(600円)
午後2時から午後4時30分まで	0円	300円(750円)